

8. 日常生活の援助、各種助成

自動車改造費の助成

身体に障がいのある方の就労、通学及び通院等に必要な自動車のハンドル、アクセル等の改造に要する経費を助成し、社会参加の促進を図ります。

※改造前に必ずご相談ください。

●対象者

- ・身体障害者手帳（上肢、下肢、体幹機能障がい）1級、2級
- ・自動車運転免許を有している方
- ・障がい者本人が所有し運転する自動車の手動装置等の一部を改造することにより、社会参加が見込まれる方
- ・前年の所得金額が基準以下である方

●助成額

改造に直接要した費用の3分の2（最大10万円）

※助成は一人1車両につき1回限りとなります。

●助成対象

ハンドル、アクセル等の改造 ※車いすのリフト等は対象外

●申請に必要なもの

- ①身体障害者手帳
- ②運転免許証
- ③自動車検査証
- ④通帳
- ⑤見積書（改造箇所及び改造経費が確認できるもの）

【問い合わせ先】 社会福祉課障がい者支援班 TEL:0187-63-1111
各支所市民サービス課（50ページ）

自動車運転免許取得費用の助成

自動車運転免許を取得する費用の一部を助成します。

※自動車学校へ入校する前にご相談ください。

●対象者

- ・運転免許試験の受験資格を有し、かつ、就労等のため免許を取得しようとする方
- ・身体障害者手帳1級～4級をお持ちの方
- ・療育手帳をお持ちの方

●助成額

自動車の免許の取得に直接要した費用の3分の2（最大10万円）

●申請に必要なもの

- ①身体障害者手帳または療育手帳
- ②運転免許証
- ③通帳
- ④領収書

【問い合わせ先】 社会福祉課障がい者支援班 TEL:0187-63-1111
各支所市民サービス課（50ページ）

自動車運転免許の取得

一定の病気や身体障がい等をお持ちの方の運転免許の取得、運転免許をお持ちの方の運転の継続等について、下記問い合わせ先で相談を受け付けています。

【問い合わせ先】

秋田県警察本部運転免許センター 行政処分（安全運転相談）係
TEL: #8080 (018-824-0660) (月曜～金曜 8時30分～17時)

駐車禁止の対象除外

身体に障がいのある方等で、歩行が困難な方が使用する車両は、指定された駐車禁止の交通規制から除外される標章を受けることができます。

【問い合わせ先】 大仙警察署 TEL:0187-63-3355

タクシー・バス利用券の交付

大仙市に住所がある在宅の障がい者にタクシー・バス利用券を交付しています。

※自動車税（軽自動車税）環境性能割・自動車税（軽自動車税）種別割（38ページ）
が減免された方と人工透析通院費の助成（29ページ）を受けている方には交付され
ません。

●対象者

次の手帳をお持ちの方（施設に入所している場合は対象外）

- ・身体障害者手帳1級、2級
- ・身体障害者手帳3級（下肢、体幹、呼吸器、視覚障がい、人工透析のいずれかに限る）
- ・療育手帳A
- ・精神障害者保健福祉手帳1級

●交付金額

年間12,000円分（額面100円券×120枚）

譲渡や紛失等による再交付はしませんのでご注意ください。

●申請に必要なもの

- ①障害者手帳 ②特定疾病療養受療証（人工透析を受けている方）

【問い合わせ先】 社会福祉課障がい者支援班 TEL:0187-63-1111 各支所市民サービス課（50ページ）

人工透析通院費の助成

腎臓機能に障がいのある方が、人工透析を受けるために通院に要した交通費の一部を助成します。

●対象者

居住地から医療機関までの距離が片道5km以上で、タクシー・バス利用券の交付（28ページ）を受けていない方

●助成額

居住地から医療機関までの往復距離数×通院回数×1kmあたり10円

●申請に必要なもの

①身体障害者手帳 ②特定疾病療養受療証 ③通帳（障がい者本人名義）

【問い合わせ先】 社会福祉課障がい者支援班 TEL:0187-63-1111
各支所市民サービス課（50ページ）

成年後見制度

成年後見制度は、障がい等により判断能力が不十分な方が、日常生活において不利益のないように、権利と財産を守り支援する制度です。

市では、低所得者が家庭裁判所に成年後見等を申し立てる際の費用助成等、成年後見制度の利用を支援しています。

【問い合わせ先】

- ・知的障がい、精神障がいの方は
社会福祉課障がい者支援班 TEL:0187-63-1111
- ・高齢者の方は
高齢者包括支援センター TEL:0187-63-1111

温泉ふれあい入浴サービス券の交付

在宅の障がい者等に温泉入浴券を交付しています。（年間12枚）

※大仙市内の対象温泉施設のみで利用できます。

●対象者

- ・80歳以上の高齢者（無料券）
- ・70～79歳の高齢者（半額券）
- ・60～69歳の障害者手帳の交付を受けている方（半額券）

●申請に必要なもの

- ・障害者手帳

【問い合わせ先】 高齢者包括支援センター TEL:0187-63-1111
各支所市民サービス課（50ページ）

高齢者等雪対策総合支援

自力での除雪が困難で、親族から援助を得ることができない在宅の障がい者等の世帯に対し、除雪に伴う費用の一部を助成します。

費用の助成方法については、担当へお問い合わせください。

●助成要件

- ・市内に住所を有し、現に居住している方
- ・居住している方のみで除雪することが困難で、なおかつ、二親等以内の親族から除雪の援助を得ることができない方（経済的な援助を含む）

●対象世帯（生活保護世帯を除く）

- ・70歳以上の高齢者
- ・障がい、介護の認定者
- ・児童扶養手当受給者
- ・義務教育修了前の子ども等で構成される世帯

●対象となる除雪の内容

間口除雪、屋根の雪下ろし、住宅周りの除雪

●申請に必要なもの

- ・障害者手帳

【問い合わせ先】 高齢者包括支援センター TEL:0187-63-1111

各支所市民サービス課（50ページ）

意思疎通支援者（手話通訳者・要約筆記者）の派遣

聴覚・言語に障がいがある方の日常生活や社会におけるコミュニケーションが円滑に行われるよう、次の用務において意思疎通支援者を派遣します。

派遣用務	具体例	通訳場所
生命及び健康の維持に関すること	診察、治療、検診、手術、健 康相談等	病院、保健所、診療所等
権利の保持に関すること	相続、示談交渉、取調、契 約、人権侵害等	裁判所、警察、法務局等
事業及び仕事に関すること	就職試験、労働条件に関する 仲裁、求職相談等	ハローワーク、労働基準監督 署等
人間関係に関すること	家族、親戚、地域集会、結婚 式、葬式等	自宅、公民館、式場等
住まいに関すること	住宅、土地購入、新築、改 築、住宅入居等	自宅、不動産会社、住宅会社 等
教育及び保育に関すること	入園・入学・卒業式、P T A、説明会等	学校、幼稚園、保育所等
技術取得に関すること	適性検査、運転免許取得、技 術取得等	自動車学校、警察、訓練所、 事業所等
各種会議に関すること	会議等	会館等
公的機関での手続に関すること	確定申告、各種割引、年金、 手当等	年金事務所、郵便局、税務署 等
その他	社会生活上、手話通訳が必要不可欠と認められるもの	

●派遣できない内容

- ・政治活動、宗教活動、営利活動に関する通訳はお受けできません。
- ・会議、研修会、講演会等の記録は一切お受けできません。

●依頼受付時間

- ・月曜～金曜（8時30分～17時15分）は、通訳派遣の担当職員や通訳者がいます。
- ・時間外、土日祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は依頼受け付けのみとなります。

※事前に予定がわかっている場合は、できるだけ早く申し込みをしてください。後から参加が難しくなった場合、取り消しをしてもかまいません。

※できるだけ1週間前までに申し込みをしてください。直前のご依頼の場合、対応ができない場合がありますのでご了承ください。

●通訳依頼の申し込み方法

- FAX、TEL、文書または来所にて申し込みをしてください。
- ①日時・通訳の時間
 - ②場所・待ち合わせ場所・待ち合わせ時間
 - ③内容
 - ④聴覚障がいの方の名前（団体の場合は人数）
 - ⑤連絡先（FAX・TEL）
 - ⑥要約筆記者への事前資料
 - ⑦要約筆記の方法（手書き、パソコン等）

【問い合わせ先】 社会福祉課障がい者支援班 TEL:0187-63-1111
FAX:0187-63-8811

◆秋田県聴覚障害者支援センター

聞こえに障がいのある方等の相談支援事業、情報やコミュニケーション支援等を行っています。センターはどなたでもご利用になれます。

※大仙市に居住している方が手話通訳・要約筆記の派遣を利用する場合は、社会福祉課障がい者支援班及び各支所市民サービス課が窓口となっています。

【問い合わせ先】 秋田県聴覚障害者支援センター TEL:018-874-8113
FAX:018-862-1820